

今後の滋賀における生涯学習推進
のあり方について（答申）

平成22年（2010年）11月10日

滋賀の生涯学習社会づくり推進協議会

< 目次 >

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

第1章 基本的な考え方

1 生涯学習社会づくりの意義・・・・・・・・・・・・・・・・

2 生涯学習社会づくりで大切にしたい「滋賀らしさ」・・・・・・・・

3 滋賀の生涯学習社会づくりの現状と課題・・・・・・・・

4 今後の滋賀の生涯学習社会づくりの基本目標・・・・・・・・

(1) 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・

(2) 基本目標を達成するための3つの柱・・・・・・・・

「まなぶ」

～個人と社会のニーズに応じた学びの充実～

「いかす」

～学びの成果を生かす機会の設定と拡充～

「つながる」

～つながりによる「まなぶ」と「いかす」の推進～

第2章 各主体の取組

1 県民に期待される取組・・・・・・・・・・・・・・・・

2 地域に期待される取組・・・・・・・・・・・・・・・・

3 ボランティア団体・NPOに期待される取組・・・・・・・・

4 学校・大学等に期待される取組・・・・・・・・

5 企業等に期待される取組・・・・・・・・

6 社会教育施設等に期待される取組・・・・・・・・

7 行政に期待される取組・・・・・・・・

8 各主体のネットワークの構築・・・・・・・・

はじめに

滋賀の生涯学習社会づくり推進協議会は、平成21年(2009年)10月13日に、滋賀県知事から「今後の滋賀における生涯学習推進のあり方について」諮問を受けました。

滋賀県では、平成18年(2006年)3月に策定した「学びあう楽しさ 生かし役立つ喜び - 滋賀の生涯学習社会づくり基本構想 - 」に沿って、生涯学習社会づくりが総合的に推進されてきました。

しかし、現行の基本構想の策定以後、厳しい経済雇用情勢、深刻化する環境問題、国際化・情報化・都市化の進展や、市町村合併により50団体あった市町村が19市町となるなど、社会は急激に変化しており、様々な新しい課題も生じています。

そこで、現行の基本構想に沿った取組の成果や、現状と課題を踏まえ、また、平成21年(2009年)12月に滋賀県教育委員会が県民を対象に実施した生涯学習県民意識調査(以下、「県民意識調査」という。)の結果も参考にしつつ、本協議会では、今後の滋賀における生涯学習推進のあり方について、様々な見地から検討を進めてきました。

現行の基本構想の理念を引き継ぎつつ、見直しを行い、平成23年度(2011年度)から平成27年度(2015年度)までの5年間の構想期間として、滋賀の生涯学習社会づくりに向け、取り組むべき方向を答申として取りまとめました。

この答申をもとに、滋賀県においては速やかに基本構想の見直しに着手され、今後より一層生涯学習社会づくりに向けた施策を総合的に展開されることを切に要望します。

第1章 基本的な考え方

この章では、まず、生涯学習社会づくりの意義および大切にしたい「滋賀らしさ」を確認します。その上で、滋賀の生涯学習社会づくりの現状と課題を概観し、今後の滋賀の生涯学習社会づくりの基本目標を示します。

1 生涯学習社会づくりの意義

平成18年(2006年)12月に改正された教育基本法では、生涯学習の理念を「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」と規定しています。ここで示されている理念を実現することが、生涯学習社会づくりにつながります。

生涯学習については、いろいろな考えがありますが、本県では、県民が、家庭教育、学校教育および社会教育において、自らの意志に基づいて学び、その成果を生活や仕事に生かすとともに、社会的課題の解決に向けた活動など、様々な内容を生涯を通じて行う学習ととらえてきました。

いつでも、どこでも、だれでもが、主体的に適切な方法で学び、学んだことを生かし、心豊かでいきいきとした人生を築くとともに、地域において互いに連携しながら様々な課題の解決を図っていく生涯学習社会づくりの必要性が高まっています。

(自立した個人の育成)

子どもから高齢者まで、様々な年代において行われる学習には、趣味・教養、スポーツ、職業能力の向上など、各個人の興味や関心に基づくものがあります。これらの学習を進めることは、充実した心豊かな生活を送り、また、経済的にも安定した生活を送ることを可能にするものです。

さらに、社会の変化が著しく速い現代においては、その変化や要請に対応しつつ、自立した一人の人間として生きていくための力を身につけるために、生涯にわたって学習を行うことが求められています。

(学習を通じたきずなの必要性)

社会の変化により、地縁や血縁によるつながりが薄れつつある今、住民同士のつながりや助け合いの仕組みづくりが求められています。また、就労、福祉などの生活基盤の充実とともに、豊かな人間関係を基本にした、生涯にわたって幸せに生きていける社会づくりが必要です。

このような中、学級や講座などでの生涯学習における学びを通じた縁である「学縁」や、地域の様々な年代が子どもの体験活動に関わる中で子どもを中心に生ま

れる「子縁」などによって、地域住民が支えあい、きずなを深めていくことが、社会の未来を拓くことにつながります。

(豊かな地域社会づくり)

現在のように、変化の激しい社会においては、新しい時代に対応し、自立した個人や地域社会の形成が求められています。個人が学びの成果を社会に生かし、地域の教育力向上に貢献する「知の循環型社会」を構築することは、自立した個人の育成だけでなく、地域の活性化や豊かな地域社会づくりにつながっていきます。

(新しい公共)

ボランティア活動やNPO活動への参加者の増加や、企業における社会貢献活動の意識の向上により、公共のあり方がこれまでと大きく変化してきています。

また、行財政改革、地域主権改革が進められることにより、行政が提供してきた地域におけるサービスの「民」への移行が行われています。

県民をはじめ地域、ボランティア団体・NPO、学校・大学等、企業等、社会教育施設等^{*1}および行政の各主体（以下、「各主体」という。）が、互いに支えあう中で、より大きな力を発揮し、教育や子育て支援、まちづくり、防災や防犯、福祉などの公共サービスを担っていく「新しい公共」^{*2}の取組が求められています。

生涯学習社会づくりを進めることは、各主体の「協働の場」である「新しい公共」の推進を図る上で、大きな役割を果たします。

2 生涯学習社会づくりで大切にしたい「滋賀らしさ」

滋賀は、琵琶湖をはじめとした豊かな環境にめぐまれ、自然と共生する生活や文化を育んできました。古くから交通の要衝として発展してきた歴史が今も受け継がれています。

また、人口減少社会の中で、平成27年(2015年)まで人口が増加すると予想されています。さらに、年少人口割合が15.0%で全国第2位^{*3}と高く、近年では多くの大学が集積し、高等教育機関の充実が図られています。

*1 社会教育施設については、法令上の明確な定義はない。

- ・ 図書館、博物館、公民館、その他の社会教育施設（教育基本法第12条第2項）
- ・ 図書館、博物館、青年の家その他の社会教育施設（社会教育法第5条第4号）
- ・ 公民館、図書館、博物館、青少年教育施設、女性教育施設等の社会教育施設（中央教育審議会答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」）

*2 「新しい公共」とは、「支え合いと活気のある社会」を作るための当事者たちの「協働の場」である。そこでは、「国民、市民団体や地域組織」、「企業やその他の事業体」、「政府」等が、一定のルールとそれぞれの役割をもって当事者として参加し、協働する。（「新しい公共」宣言（平成22年(2010年)6月4日）参照）

*3 人口推計（平成21年10月1日現在）/総務省

また、市町では図書館の整備が進み、県民一人あたりの年間図書貸出冊数が平成13年度(2001年度)から全国最多を維持しています。

これらの特色を生かしながら、次に示す「滋賀らしさ」を大切にしながら生涯学習社会づくりを推進していくことが必要です。

(環境)

滋賀では、琵琶湖や周りの山々など自然を大切にする環境意識が高く、女性団体や消費者団体を中心とした粉石けん使用運動の広がりは、「滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例」制定の原動力となり、現在に受け継がれています。

また、「びわ湖の日」^{*1}「環境美化の日」^{*2}などを設けて環境美化活動を推進しています。

さらに、県内の小学生を対象とした「うみのこ」「やまのこ」「たんぼのこ」などの体験型環境学習をはじめ、地産地消の推進やエコツーリズム^{*3}の取組など県民やボランティア団体・NPOなどによる環境活動への取組も盛んに行われています。

(歴史・文化)

滋賀は、近畿圏、中部圏、北陸圏の結節点に位置することから、人、もの、情報が行き交い、歴史上重要な舞台となってきました。こうした地理的条件もあって、京都や奈良などに次いで地域に文化財が豊富にあり、国宝や重要文化財の数は全国第4位^{*4}と多く、その歴史や文化を地域が連携して守り続けてきた伝統が現在にも引き継がれています。

また、県立図書館、近代美術館、陶芸の森、琵琶湖博物館、びわ湖ホールなど、特色ある文化施設が整備され、世界的レベルの舞台芸術、市民ミュージカルや障害者アートなどの新たな文化が創造されています。さらに、学校と連携した子ども文化芸術体験学習など、様々な分野で文化活動が行われています。

(近江の心)

かつて近江と呼ばれたこの地に、大切に守り育て未来につないでいくべき先人たちの教えが「近江の心」として今なお息づいています。

例えば、中江藤樹の言葉である「良知(生まれながらにして持っている美しい心)」の心や、糸賀一雄の言葉である「この子らを世の光に」の考えにもあるように一人ひとりを大切にする心や、雨森芳洲の言葉である「たがいに誠をもって交わろう」の考えにある異文化を理解する心などです。

*1 7月1日(滋賀県環境基本条例第8条において規定)

*2 5月30日および12月1日(滋賀県ごみの散乱防止に関する条例第14条において規定)

*3 自然環境を保護するとともに、地域住民の伝統的な生活様式も含めた地域生態系を破壊せずに観察し、体験することを目的とする観光の考え方とその旅行をいう。(滋賀県環境学習推進計画<改訂版>平成20年(2008年)3月)

*4 平成22年(2010年)8月1日現在/文化庁

また、近江商人の経営理念であり、人と人とのつながりを大切にしてきた「三方よし」の中にある「世間よし」という公の心も受け継がれています。

県内には他にもそれぞれの地域における「滋賀らしさ」が伝えられているとともに、新たな育みも行われています。

滋賀は、県民の暮らし感覚である「もったいない」の精神が受け継がれており、また、ほどほどの田舎、そしてほどほどの都会であり、この「ほどほど性」こそが滋賀の魅力であり、「人の暮らしに近い自然」そして「自然に近い人の暮らし」が魅力の原点と言えます。

3 滋賀の生涯学習社会づくりの現状と課題

本県では、「学びあう楽しさ 生かし役立つ喜び」に満ちあふれた「人と地域がともに輝く生涯学習社会づくり」をめざして、これまで様々な分野で取組を進めてきました。

県民意識調査では、生涯学習を行う県民の割合は64.0%であり、全国平均よりも17ポイント高いという結果が出ています。

生涯学習をする目的では、「楽しみや生きがい」と回答した人が59.9%であり、前回5年前に実施した県民意識調査より14ポイント増加しています。また、「地域や社会に役立つ活動をするため」と回答した人が25.8%と10ポイント増加しており、学びを生活やそれぞれの地域で生かしていくという傾向が見られます。

今後、大切だと思う学習課題については、「環境問題」と回答した人が一番多く5割を超え、「高齢者の生きがい活動」、「健康の維持・増進」と続いています。

このような結果を踏まえ、滋賀の生涯学習社会づくりの現状と今後の課題について、上位計画である滋賀県基本構想の「暮らしの将来の姿」を見据えつつ、各分野ごとに幅広く概観します。

(環境)

本県では、平成16年(2004年)4月に「滋賀県環境学習の推進に関する条例」を施行し、滋賀の豊かな環境を健全な姿で次世代に引き継いでいくための様々な取組を実践してきました。

取組の分野で見ると、いきもの観察や里山・森林体験といった体験学習が多く実施されています。今後さらに、持続可能な社会づくりに向けて、県民一人ひとりが生活様式を環境に配慮したものへ転換していくなど、幅広い分野で主体的に行動できる人づくりをめざす環境学習の推進が重要です。

(歴史・文化)

本県では、平成21年(2009年)7月に、「滋賀県文化振興条例」を施行しました。この条例は、心豊かで潤いのある県民生活および個性豊かで活力にあふれる

地域社会の実現に寄与することを目的としています。

地域によって守り伝えられた多様な伝統文化を掘り起こすとともに、これまで守り続けてきた地域文化を途切れることなく次の世代につなげていくことが求められています。未来の文化の担い手や文化活動を支える人材の育成のため、子どもたちが、滋賀の豊かな歴史や生活文化、芸術文化に実際に触れることが大切です。

(健康)

県民意識調査では「健康の維持・増進」を重要な学習課題と答えた人の割合が5割近くあり、運動習慣の定着、食育を通じた食生活の改善、禁煙などによる生活習慣病の予防・改善など、健康な生活習慣を確立するための意識啓発とともに、学習機会の提供に努めていくことが重要です。

滋賀のスポーツの年間行動者率は69.1%で全国第3位^{*1}となっていますが、週1回以上のスポーツ実施率^{*2}がこの数年伸び悩んでいます。また、ここ数年回復基調にあるものの、子どもの体力低下が心身の健全な発達の上で大きな課題となっており、スポーツや遊びを通して基礎的な体力の向上を図っていくことが課題となっています。

だれもが、いつでも、どこでも、様々な方法で、いつまでも気軽にスポーツを楽しむことができる環境の整備が求められています。

(働く)

働く意欲のある若年者や中高齢者、育児などにより退職し再就職を希望する女性などに対し、各種講習、職業能力開発、情報提供など、キャリアアップや学びなおしのための学習機会の提供が重要となっています。

また、県内の公立中学校2年生全員を対象に、5日間の職場体験である「中学生チャレンジウィーク」を行うとともに、男女共同参画の視点からも、性別に関わりなく主体的に多様な生き方の選択ができるよう、学校教育においてキャリア教育を進めてきました。今後も引き続き、教育活動全体を通して、社会的・職業的自立に向けた基盤形成に努めていく必要があります。

さらに、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向けて、事業者、労働者、NPO、行政など関係16団体で構成する推進組織「仕事と生活の調和推進会議しが」を立ち上げるなどの取組を進めてきており、着実な実践につなげていくことが求められています。

(子育て)

平成20年度(2008年度)に滋賀県が実施した「子育てに関する県民意識調査」

*1 平成18年(2006年)社会生活基本調査 / 総務省

*2 平成17年度(2005年度)滋賀県政世論調査(39.8%)および県民意識調査(32.4%)

では、「育児の自信がなくなる」と答えた人が4割を超え、また「育児ストレスを感じることもある」と答えた人が5割を超えるなど、子育てに不安を抱える保護者が多くなっています。

また、かつては地域の中に異なる年齢の子どもの集団があり、遊びが伝えられてきましたが、今はそれが少なくなってきました。自然や生活に関する体験についても、保護者があまり体験をしていないという時代になってきているため、子どもも様々な体験をする機会が少なくなってきました。

こうしたことから、各主体が連携し、社会全体で親育ち・子どもの育ちを支えていくことが求められてきており、きめ細かな家庭教育支援が求められています。

(人権)

本県では、平成13年(2001年)4月に「滋賀県人権尊重の社会づくり条例」を施行し、この条例に基づき平成15年(2003年)3月には、「滋賀県人権施策基本方針」、また、平成16年(2004年)3月には「人権意識高揚のための教育・基本計画」を策定しました。

これらに基づいて、すべての人の人権が尊重される豊かな社会づくりをめざし、県民ぐるみで積極的な人権教育・啓発を進めています。

しかし、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人、患者などをめぐる様々な人権問題が、依然として重要な課題となっています。さらに、インターネットを悪用した人権侵害なども発生しています。今後も様々な人権課題の解決に向けた人権教育・啓発の推進が一層求められます。

(国際化)

滋賀は、外国人登録者数のうち半数近くが南米系の住民で占められているのが特徴となっています。社会のグローバル化の進展や少子高齢化による労働力の減少傾向により、外国人住民の増加は、今後も進むことが予想されます。

こうした中、だれにとっても暮らしやすい豊かで活力に満ちた「多文化共生」の社会づくりの推進が求められています。

このため、学校や地域社会における国際理解や外国語教育等に関する学習機会の充実を図るとともに、外国人住民に対して、理解できる言語での情報提供をさらに充実させていくことが重要です。

また、交流を通して外国人や異文化に対する理解を深めるとともに、外国人住民の地域参加を促進し、日本人住民と外国人住民が地域の構成員として共生できる環境づくりを進めることが求められています。

(情報化)

滋賀のパソコンの世帯普及率は全国的に見ても高く、ブロードバンド^{*1}の世帯普及率は67.8%で全国第4位^{*2}であり、日常生活のあらゆる場面での活用が進んでいます。その中で、情報ネットワークを活用できる人とできない人という新たな課題が生まれており、だれもがその利便性を受けることができるように情報格差の解消が求められています。

情報ネットワークの持つ双方向性と広域性を十分に活用して、学習者同士のコミュニケーションを図り、情報交換を行うなど、つながりを意識した学習活動を活性化していくことが望まれます。

一方、情報セキュリティの脆弱性、個人情報の漏洩、サイバー犯罪^{*3}の増加、違法・有害情報の氾濫、掲示板等への差別書き込みなどの人権問題が生じており、ICTメディアリテラシー^{*4}に関する学習の推進が課題となっています。これらの力を身につけるため、学校や家庭、地域における情報教育を一層推進することが重要です。

(その他の分野)

その他、地震、風雪水害、土砂災害などに対する防災、振り込め詐欺、悪質商法などに対する防犯、交通事故防止対策など安全・安心なまちづくりの推進に向けた社会リスクの学習が重要です。

また、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によってあらゆる分野の活動に参画する機会が確保される男女共同参画社会の実現が重要な課題となっています。

さらに、高齢者、障害者などにとって安全かつ快適な生活環境の実現をめざす総合的な福祉の推進など、様々な現代的課題に対応した学習のさらなる推進が求められています。

県民が、これまで述べてきた課題について主体的に学び、その成果を自らの生活や仕事に生かすとともに、地域活動につなげていくことが重要です。

滋賀では、ボランティア活動の年間行動者率が34.0%で全国第2位^{*5}、人口10万人あたりのNPO法人数が全国第7位^{*6}と高く、まちづくり、福祉、環

*1 高速な通信回線の普及によって実現されるコンピュータネットワークと、その上で提供される大容量のデータを活用したサービス。光ファイバーやCATV、xDSLなどの有線通信技術や、FWA、IMT-2000といった無線通信技術を用いて実現される、概ね500kbps以上の通信回線

*2 平成22年(2010年)3月31日現在 / 総務省近畿総合通信局

*3 高度情報通信ネットワークを利用した犯罪やコンピュータ又は電磁的記録を対象とした犯罪等の情報技術を利用した犯罪 (平成21年(2009年)警察白書)

*4 単なるICT(情報通信技術)メディアの活用・操作能力のみならず、メディアの特性を理解する能力、メディアにおける送り手の意図を読み解く能力、メディアを通じたコミュニケーション能力までを含む概念(総務省)

*5 平成18年(2006年)社会生活基本調査 / 総務省

*6 平成21年度(2009年度)未現在

境など様々な分野でボランティア活動やNPO活動が行われています。

今後さらに、県民をはじめとする各主体が、連携・協働を深め、「新しい公共」の担い手として、上記の課題の解決に向けた取組を進めることが期待されています。

4 今後の滋賀の生涯学習社会づくりの基本目標

これまで見てきた現状と課題を踏まえ、今後の滋賀の生涯学習社会づくりの基本的な考え方を基本目標として掲げます。そして、基本目標を達成するための3つの柱を示します。

(1) 基本目標

「つながりで未来を拓く 滋賀の生涯学習社会づくり」
～まなぶ いかす つながる～

先に述べたように、いつでも、どこでも、だれでもが、主体的に適切な方法で学び、学んだことを生かし、心豊かでいきいきとした人生を築くとともに、地域において互いに連携しながら様々な課題の解決を図っていく、未来を拓く生涯学習社会づくりが必要です。

今までの生涯学習社会づくり基本構想では、「まなぶ」ことと「いかす」ことの重要性が掲げられてきました。これらは、今後も引き続き取り組んでいくべきものとしませんが、今回、新たに「つながる」ことを生涯学習社会づくりの重要な柱として加えることにします。

これまで見てきたように、滋賀では、中世の時代から地域社会のつながりが維持強化されてきました。また、県民の地域における活動やNPOなどの社会貢献活動への参加も活発です。

一方、都市化や地縁的なつながりの減少など社会の変化により、家庭や地域の教育力が低下しています。こうした課題に対応するため、「まなぶ」こと、「いかす」ことを通して、人と人、人と社会が「つながる」生涯学習社会づくりを進めることは極めて大切です。

また、県民の学びの場や生かす場が多様化している一方で、厳しい経済情勢など社会の急激な変化により、各主体が単独でこのような学びの場や生かす場を拡充することは難しくなっています。こうしたことから、各主体が「つながる」という視点を持ち、ネットワークを築くことにより、連携・協働を進め、各主体が持つ特色を生かしあうことにより、これまで以上の活動を展開することが期待されます。

このことから、基本目標を「つながりで未来を拓く 滋賀の生涯学習社会づくり～まなぶ いかす つながる～」とします。

(2) 基本目標を達成するための3つの柱

基本目標を達成するために、次の3つの柱をたて、「三方よし」の中にある「世間よし」という公の心など「滋賀らしさ」を生かした生涯学習社会づくりをめざします。

- ・まなぶ・・・個人と社会のニーズに応じた学びの充実
- ・いかす・・・学びの成果を生かす機会の設定と拡充
- ・つながる・・・つながりによる「まなぶ」と「いかす」の推進

まなぶ

～個人と社会のニーズに応じた学びの充実～

ア 「まなぶ」の2つの視点

生涯学習は、県民が自発的意思に基づいて行うことを基本とし、必要に応じ自己に適した手段・方法を自ら選んで、生涯を通じて行うものであり、それぞれの生きがいを大切にすることや人間的なつながりを育むなどの学びから、各個人が経済的に安定した生活を送ることができるようなものまで多様です。

この学びは、「個人の要望」による学びと位置づけられ、趣味・教養、勤労観の形成や職業能力の向上を図る学び、健康づくりや生涯スポーツなどの学びが挙げられます。

一方、社会の急激な変化に対応し、人間性豊かな生活を送るために必要となってきた現代的課題の学びがあります。

この学びは、「社会の要請」による学びと位置づけられ、深刻化する環境問題、人権問題、国際化・情報化・高齢社会への対応、家庭と地域の教育力の向上、地域共生の仕組みづくりなどが挙げられます。

生涯学習の推進にあたっては、この2つの学びのバランスの視点を持つことが大切です。

イ 「いかす」や「つながる」を意識した学びの工夫

学びに際しては、「いかす」ことを意識した学びや、仲間づくりやネットワークづくりなど「つながる」ことを意識した学びを行うことが大切です。

このため、生涯学習を提供する各主体は、「いかす」ことや「つながる」ことを大切にしたプログラムを構成することが必要です。

ウ 滋賀の良さを実感できる学びの機会の提供

滋賀の生涯学習社会づくりを推進するためには、県民が自らの意志で様々な地域課題に取り組み、実践していくことが大切です。そのためには、県民が滋賀や自分たちの住む地域に対して愛着と誇りを持つことが大切であり、滋賀の良さを実感できる学びの機会の提供が必要です。

いかす

～学びの成果を生かす機会の設定と拡充～

ア 「いかす」機会の重要性

生涯学習で学んだ成果を自らの生活や仕事に「いかす」ことは、各個人の心豊かであり、いきいきとした人生や、生涯学習を継続する意欲の向上につながります。

また、滋賀では、琵琶湖の環境問題に対する学習が県民的な活動になり、環境保全の取組が進められてきている歴史があります。このように、地域の課題を学び、その成果を「いかす」ことは、地域の課題解決とともに地域の教育力向上につながっていくこととなります。

イ 「いかす」場の設定

学びの成果を「いかす」ことについては、福祉や環境などの分野において、多くの県民がボランティアとして取り組んでいます。

また、社会教育法^{*1}では、学びの成果を活用した活動の機会提供などが、社会教育行政の役割として示されており、様々な学校支援活動や社会教育施設等における活動の機会提供が行われています。

今後さらに、多様な分野において、学びの成果を「いかす」場の設定が必要です。

ウ 「いかす」につながる評価

学習成果の活用を促進するためには、学習成果が適切に評価されることが大切です。

現在、学習成果、活動を生涯学習手帳やカードなどに記録することや、表彰するなどの取組が行われています。学習の励みにつながる評価とともに、「いかす」につながる評価も必要です。

つながる

～つながりによる「まなぶ」と「いかす」の推進～

ア つながりの構築

都市化、情報化、価値観の多様化などによる社会の変化により、住民同士の連帯意識の低下や人間関係の希薄化が進み、また、地域によっては行事や文化の継承が困難になりつつある状況が見受けられます。

そのため、生涯学習社会づくりを進めるにあたり、学びを通じた人と人、人と社会のつながりや、世代を超えたつながりの構築が必要です。

また、県民の学びや、その成果の活用は、様々な時間や場所において様々な方法で進められています。

こうした県民の学びや、その成果の活用をより促進するためには、各主体がネットワークの構築を図り、連携・協働を進めることにより、つながりを広め深め

^{*1} 社会教育法第5条第15号において、市町村の教育委員会の事務として「社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動その他の活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること」が規定されている。

ることが大切です。

イ 「つながる」機能の充実

「つながる」機能の充実のためには、多様な地域の資源（人材、文化、環境など）を生かし、各主体に働きかけ、それらを適切につなぐ人材を養成することが大切です。

また、学びの場や生かす場を提供する各主体は、コーディネートする力を高めるとともに、お互いの取組の情報を交流できるシステムや出会いの場を設定することが必要です。

ウ 情報の提供

「まなぶ」と「いかす」がつながるためには、学びの場や生かす場を設定する各主体が、「まなぶ」情報や、「いかす」情報を広く県民に提供する必要があります。

また、県民が情報を得る手段や方法が様々であることを踏まえて、各主体は、インターネットや広報誌など適切な方法を選んで伝えることが大切です。

学習相談においても、学びの場だけでなく、学びの成果を生かす場についての情報提供を行うことが必要です。

第2章 各主体の取組

各主体は、前章で示した基本目標を達成するため、「まなぶ」「いかす」「つながる」の3つの柱を踏まえ、次に掲げる取組を充実する必要があります。

1 県民に期待される取組

(まなぶ)

自発的意思に基づき、自己の学習目的に合った内容・手段・方法を自ら選び、生涯を通して、向上心を持って学習活動に取り組む。

社会の変化に対応するため、様々な現代的課題や地域課題について、学ぶ意味を理解し、学習活動に取り組む。

(いかす)

学びの成果を、自らの生活や仕事、家庭、地域での活動に生かし、自己の充実と生活の向上を図る。

(つながる)

家族などの身近な人々や地域住民の学習活動に協力し、学びあいや教えあいを通して仲間づくりやネットワークづくりを進める。

2 地域に期待される取組

(まなぶ)

自治会や子ども会、老人クラブ、女性団体、青年団体およびPTAといった地域の様々な団体やグループなどが主体的に多様な学習機会をつくり、地域住民に提供する。

(いかす)

身近な施設を有効に活用しながら、地域住民に対して、地域の課題解決に向け、その学びの成果を生かす場を提供する。

(つながる)

地域の人々が、それぞれの地域の特色を生かし、ともに学びあい、教えあうネットワークづくりを推進し、世代を超えた地域のきずなを育て、深める。

3 ボランティア団体・NPOに期待される取組

(まなぶ)

ボランティア団体・NPOの特色を生かした多様な学習や体験の場をつくり、県民に積極的に提供する。

(いかす)

県民の学びの成果を生かす場を提供する。

(つながる)

学校や地域での様々な学習活動に対して、専門的知識や技術を持つ指導者

の派遣や、情報提供、助言などの支援をする。

ボランティア団体・NPOの活動への参画が進むよう、活動内容を積極的に情報公開し、広報活動を行う。

各主体と連携し、課題解決を進めていく中で、ネットワークを充実させていく。

4 学校・大学等に期待される取組

(まなぶ)

生涯にわたって学び続けることの大切さや、働くことの尊さなどを実感させ、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」といった「生きる力」を育み、生涯学習の基礎としての力を培う。

大学等は、社会人の「学びなおし」やキャリアアップの学習機会を充実する。

施設・設備の地域への開放や公開講座の開催など、開かれた学校・大学づくりを進める。

(いかす)

学習支援ボランティアの受け入れなどにより、地域住民の学びの成果を生かす場を提供する。

学社融合^{*1}を推進し、地域課題について、地域住民とともに考え、ともにその課題解決にあたる。

大学等は、生涯学習における学習成果の評価についての仕組みづくりを進める。

(つながる)

自らの教育活動の充実のために必要な人材の情報を地域に発信する。

地域の一員として、文化との触れあいや世代間の交流を積極的に進める。

大学等は、知的集積や人的資源を活用し、地域課題解決につながるよう、地域に必要な人材の養成を積極的に行う。

5 企業等に期待される取組

(まなぶ)

従業員を対象とした企業内での生涯学習の機会をつくり、積極的に提供する。

学校教育や地域での学習活動に対して、企業等の特色を生かした施設・設備の開放や人材の派遣を積極的に行う。

(いかす)

生涯学習を通して取得した知識や技能、資格などを積極的に評価する。

*1 学校教育と社会教育が融合した形で、青少年の教育を図っていくとする考え方（平成22年度教育行政重点施策／滋賀県教育委員会参照）

(つながる)

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を推進することにより、従業員の生涯学習を奨励し、その成果を従業員の生活の向上や地域活動へとつなげる。

6 社会教育施設等に期待される取組

(まなぶ)

県民の学習意欲に応えることができるよう、展示や催し、体験的な学習プログラムなど多様な学習機会を提供する。

社会の要請に的確に対応し、あらゆる世代の多様なニーズに対応した学習機会を提供する。

(いかす)

県民がそれぞれの学びの成果を互いに生かしあい、連携しながら活発に地域活動に取り組むことができるよう、生かす場の設定や人材の育成・活用を行う。

(つながる)

地域における生涯学習・社会教育の拠点として、ハブ機能を持つ。

インターネットの活用など、だれもが利用しやすい施設としてのサービスの向上に努めるとともに、県民が気軽に集い、ふれあう機会を提供する。

県民に対して専門職員による学習情報の提供や相談窓口の充実を図る。

7 行政に期待される取組

(まなぶ)

県民が、公民館、図書館などの地域にある身近な場で、主体的に学習活動が行えるよう機会と場づくりを支援する。

学習機会の提供の際には、学習者の仲間づくりやネットワークづくりの視点を持つ。

すべての県民が学習することができるよう、障害のある人や外国人住民などにも配慮する。

生涯学習・社会教育に関する専門職員の配置と資質の向上に努める。

各分野における専門性を生かし、学校支援や出前講座などによる生涯学習の支援を行う。

(いかす)

学びの成果を生かした活動や場づくりを支援する。

(つながる)

生涯学習推進のための施策を総合的に展開するとともに、関係各部局間の連携と調整を図りながら、効率的・効果的な施策展開を推進する。

県および市町が情報を共有化することによって、連携を緊密にし、それぞれの地域において、特色を生かした生涯学習の取組が推進されるよう支援

する。

学習情報の提供については、インターネット、広報誌など様々な媒体を活用し、より多くの県民に情報が届くようにする。

県は、国および他の都道府県などと生涯学習に関する情報の共有化や交換を図るとともに、交流に努める。

各主体と連携し、地域の課題解決のため、地域における人材養成を行う。

8 各主体のネットワークの構築

上記で示した各主体は、地域の資源を有効に生かし、それぞれの役割を果たすとともに、ネットワークを構築し、連携・協働を進めることにより、滋賀の生涯学習社会づくりを推進していくことが期待されます。